

# ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会 規約

(名称)

第1条 ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、区域図（別紙のとおり）に示す打上新町・小路北町第2・明和自治会地区（以下「地区」という。）の、地元住民や関係者の皆さんが主体となって集まり、地区及び周辺のまちづくりについて研究及び協議を行うとともに、関係団体と協力して、自然、歴史及び文化を活かし、“人にやさしく、人とまちがつながる” 便利で住みよい、地域特性を活かしたまちづくりを検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、地区及び周辺の問題点、資源の発見並びに地域特性を活かした地区の将来あるべきまちの姿について検討を行う。

(会員の構成)

第4条 本会は、次条の役員及び部会員で構成する。

(役員構成)

第5条 次の者を本会の役員とする。

- (1) 打上新町自治会の役員から選出された者
- (2) 小路北町第2自治会の役員から選出された者
- (3) 明和自治会の役員から選出された者
- (4) その他本会が適当と認めた者

(役員の内訳)

第6条 役員の内訳は、次のとおりとし、役員の中から互選により選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名

2 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 役員は、役員会を組織し、本会開催のための案件等を検討する。
- (4) 関係者等への周知事項については、役員が行うものとする。

3 役員任期は、概ね2年とする。

(役員会)

第7条 本会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営等を行うために役員会を開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 役員の数1/2以上の出席により成立する。
- 5 やむを得ない事由のため出席できない者は、生計を同じくする者、会長が認めた者等を代理人とすることにより出席とみなし、表決をその者に委任することができる。
- 6 部会の役員は、役員会に出席するものとする。
- 7 本会は、必要に応じ、第3条の検討事項を達成するための研究会を設置することができる。
- 8 本会は、必要に応じ、市職員、有識者等のアドバイザーの出席を承認することができる。
- 9 本会は、必要に応じ、以下の内容を承認することができる。
  - (1) 活動方針及び活動報告
  - (2) 規約の変更
  - (3) 解散
  - (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(部会)

第8条 地域特性を活かしたまちづくりについて、協力活動及び広報活動を行うため、部会を設置する。

- 2 構成員は、役員会の役員が指名する者となるものとする。
- 3 部会の役員の内訳は、次のとおりとする。
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 2名
  - (3) 理事 若干名
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会における協力活動及び広報活動について、役員会に報告しなければならない。

(全体会議)

第9条 役員及び部会員は、合同で全体会議を開催するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、明和自治会館に置く。

(会長への委任)

第11条 この規約に定めのない事項については、本会で意見を聞き、会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成26年1月28日から施行する。

ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会 区域図

